

認知症対応型通所介護 利用料金一覧表

(地域密着型サービス)

令和4年10月1日現在

基本利用料

費目	単位		要支援		要介護				
			1	2	1	2	3	4	5
認知症対応型 通所介護	3～4時間	1割負担	475円	528円	544円	600円	653円	709円	763円
		2割負担	950円	1,055円	1,088円	1,199円	1,306円	1,417円	1,525円
		3割負担	1,425円	1,582円	1,632円	1,799円	1,958円	2,125円	2,288円
	4～5時間	1割負担	498円	552円	571円	628円	685円	742円	798円
		2割負担	995円	1,104円	1,141円	1,255円	1,370円	1,483円	1,596円
		3割負担	1,492円	1,655円	1,712円	1,882円	2,055円	2,225円	2,394円
	5～6時間	1割負担	740円	824円	854円	946円	1,037円	1,126円	1,218円
		2割負担	1,479円	1,648円	1,707円	1,892円	2,074円	2,251円	2,436円
		3割負担	2,218円	2,471円	2,561円	2,838円	3,111円	3,377円	3,653円
	6～7時間	1割負担	759円	845円	875円	971円	1,064円	1,155円	1,249円
		2割負担	1,517円	1,690円	1,750円	1,941円	2,127円	2,309円	2,498円
		3割負担	2,275円	2,535円	2,624円	2,911円	3,190円	3,464円	3,747円
	7～8時間	1割負担	856円	957円	991円	1,096円	1,204円	1,311円	1,417円
		2割負担	1,712円	1,974円	2,043円	2,260円	2,482円	2,706円	2,926円
		3割負担	2,568円	2,871円	2,971円	3,287円	3,610円	3,933円	4,249円
	8～9時間	1割負担	884円	987円	1,022円	1,130円	1,241円	1,353円	1,463円
		2割負担	1,767円	1,974円	2,043円	2,260円	2,482円	2,706円	2,926円
		3割負担	2,651円	2,961円	3,064円	3,390円	3,723円	4,059円	4,389円

加算利用料

費目	金額			加算単位	内容の説明
	1割	2割	3割		
個別機能訓練加算Ⅰ	29円	58円	87円	1日につき	個別の機能訓練実施計画書を策定し、これに基づきサービスの提供を行った場合に加算されます。
個別機能訓練加算Ⅱ	22円	43円	64円	1月につき	Ⅰを策定している利用者について個別機能訓練の計画内容等を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、その情報を活用した場合に合算されます。
入浴介助加算Ⅰ	45円	89円	134円	1日につき	入浴介助を適切に行う事のできる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合に加算されます。
入浴介助加算Ⅱ	61円	122円	183円	1日につき	医師等が居宅を訪問し、浴室の環境や利用者の動作を評価し、助言を行うこと。機能訓練指導員等が居宅を訪問して状況を把握し、個別の入浴計画を作成して入浴介助を実施した場合に加算されます。
ADL維持等加算Ⅰ	34円	67円	100円	1月につき	評価期間に連続して6月以上利用した期間のある要介護者の集団について所定の要件を満たした場合に加算されます。
ADL維持等加算Ⅱ	67円	134円	200円	1月につき	評価期間に連続して6月以上利用した期間のある要介護者の集団について(Ⅰ)の要件に加えて、さらなる要件を満たした場合に加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	22円	43円	64円	1回につき (6月に1回算定)	①利用開始時及び利用6か月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し、介護支援専門員に情報を提供 ②利用開始時及び利用6か月ごとに利用者の栄養状態について確認し、介護支援専門員に情報を提供 上記①・②いずれにも適合した場合に加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6円	12円	17円	1回につき (6月に1回算定)	Ⅰの①または②に適合した場合に加算されます。
栄養アセスメント加算 *口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ及び 栄養改善加算との併算定は不可	56円	111円	167円	1月につき	事業所の従業者または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置し管理栄養士と他の職種が共同で栄養アセスメントを実施し、結果を利用者家族に説明し利用者ごとの栄養状態などの情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、その情報を活用した場合に加算されます。

栄養改善加算	222円	444円	666円	1回につき (1月に2回を限度)	介護事業所において低栄養状態またはその恐れのある利用者に対して栄養相談等の栄養管理を行い、低栄養状態の改善を目的としたサービスを提供し、必要に応じて居宅を訪問した際に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	25円	49円	74円	1日につき	介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士25%以上が配置されている場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	20円	40円	60円	1日につき	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅲ	7円	14円	20円	1日につき	介護職員の総数のうち介護福祉士が40%以上又は勤続7年以上が30%以上配置されている場合に加算されます。
若年性認知症利用者受け入れ加算	67円	134円	200円	1日につき	若年性認知症を受入れ本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算	45円	89円	134円	1月につき	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること及び、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます。
送迎減算	53円	105円	157円	片道につき	送迎を行わない場合に減算されます。
介護職員処遇改善加算(*)	Ⅰ 所定単位×104/1,000 Ⅱ 所定単位×76/1,000 Ⅲ 所定単位×42/1,000			1月につき	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うとともに、当該計画に基づき、適切な措置を講じ、実施した場合に加算されます。
介護職員等特定処遇改善加算(*)	Ⅰ 所定単位×31/1,000 Ⅱ 所定単位×24/1,000			1月につき	処遇改善加算を算定し、更なる賃金改善及び資質向上のための計画を策定、公表した場合に加算されます。 Ⅰ サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定 Ⅱ 上記以外の区分を算定
介護職員等ベースアップ等支援加算(*)	所定単位×23/1,000			1月につき	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得している事と賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用する事で加算されます。

上記の金額につきましては、実際の精算時において端数処理により金額の違いが生じますのでご了承ください。(消費税は非課税です)

* 個別の介護度及び加算の内容によって金額が異なります

自己負担利用料(保険給付対象外)

費目	金額	加算単位	内容の説明
食材費	300円	1日につき	施設で提供する食事の材料費
食事提供費	400円	1日につき	施設で提供する食事の調理に係る費用